

大和市条例第9号

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第9号

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年大和市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

目次及び本則（第14条第2項ただし書を除く。）中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第2条第3号中「(以下「受水槽」という。)」を削る。

第6条第3項中「又は申請書」を「、又は申請書」に改める。

第8条中「又は」を「、又は」に改める。

第9条第1項中「、1年以内ごとに1回」を削り、「定期の」を「毎年1回以上定期的に、」に改める。

第13条中「又は」を「、又は」に改める。

第14条第1項第1号中「受水槽」を「水槽」に、「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第2号中「受水槽」を「水槽」に改め、同条第2項中「給水を開始した日（既に給水を開始している場合は、前回の当該検査を受けた日）の翌日から起算して1年以内ごとに1回、規則で定めるところにより」を「規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に」に、「当該小規模受水槽水道の受水槽」を「水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽」に改める。

第15条第3項中「又は」を「、又は」に改める。

第22条中「、」を「、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。